

田辺都市計画道路の見直し(素案)について

- 長期未着手となっている都市計画道路の見直し（存続・廃止）を進めています -

 **和歌山県 田辺市**

1. 都市計画道路の見直しの必要性

都市計画道路は、都市における円滑な交通を確保し、健全で良好な市街地の形成を図るとともに、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動を支えるため、都市計画法に基づいてルートや幅員などが決められた都市の骨格となるものです。

これまでの都市計画は、人口増加・市街地の拡大を前提として計画を行ってきましたが、人口減少・高齢化社会の到来、人口増加に合わせて拡大してきた市街地の低密度化等に伴い、成長型から成熟型（都市機能の集約・コンパクトなまちづくり）への変化が求められています。

田辺市においても、人口減少や少子高齢化が進むことが予測されており、市街地の低密度化や地域活力の低下が懸念されています。

このような社会情勢の変化にともない、現在未着手の都市計画道路については、計画当初と比べてその必要性が低くなっている可能性があります。

また、未着手であるため、円滑な交通ネットワークの形成ができていない恐れがある箇所があるほか、都市計画決定後も未着手の道路区域では、長期にわたり建築制限がかかっている状況です。

そのため、未着手区間のある都市計画道路について「和歌山県都市計画道路見直し方針改訂版（H25年3月、和歌山県。以下「県見直し方針」という。）」に基づき、現在の社会経済情勢や新しい総合計画、都市計画マスタープランなどで示される、本市の目指すべき都市将来像に即した都市計画道路網としてあらためてその必要性を検証し、見直し素案を作成しました。

2. 都市計画道路の見直しの方針

都市計画道路の見直しは、県見直し方針に基づき、以下の観点から必要性を検証します。
また、都市計画道路の実現性も考慮し、見直しを行います。

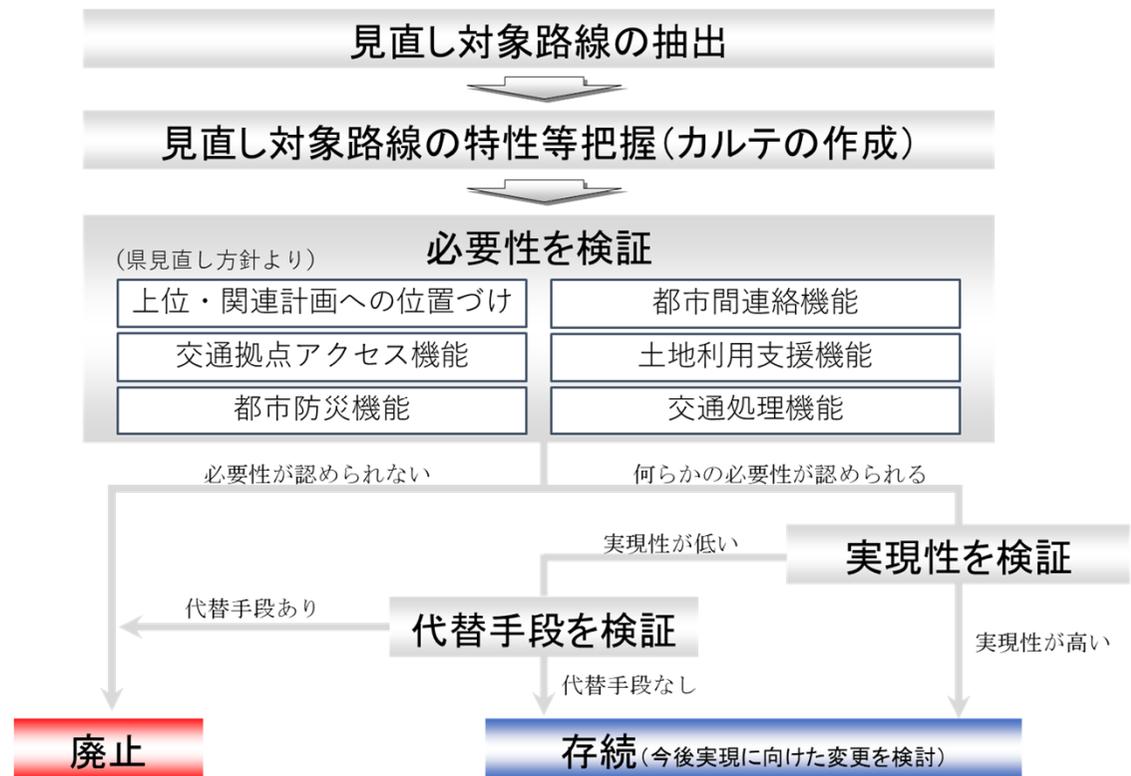
【必要性の観点】

- 観点①：都市計画マスタープランなど上位・関連計画への位置づけ
- 観点②：都市間連絡機能
- 観点③：交通拠点アクセス機能
- 観点④：主要な公共施設へのアクセスなど土地利用支援機能
- 観点⑤：都市防災機能
- 観点⑥：代替道路の有無など交通処理機能

【実現性の観点】

- 観点①：施工上支障となり得る物件等が多く長期化が予測される場合
- 観点②：保全すべき自然環境がある場合
- 観点③：現道で概ねの機能が確保されている場合

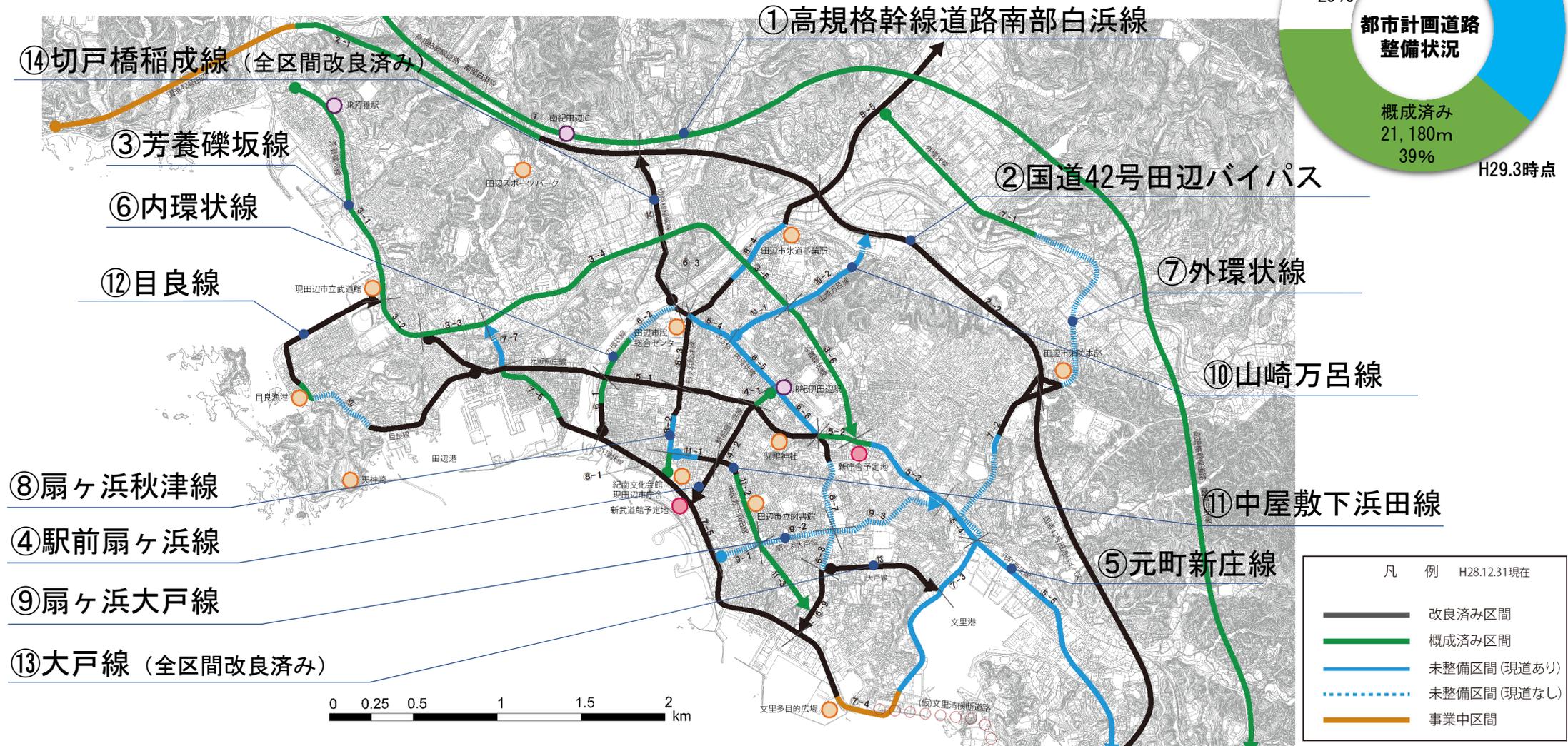
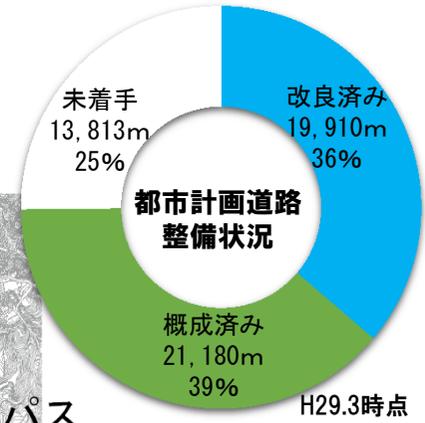
【見直しフロー】



3. 田辺都市計画道路（全路線）

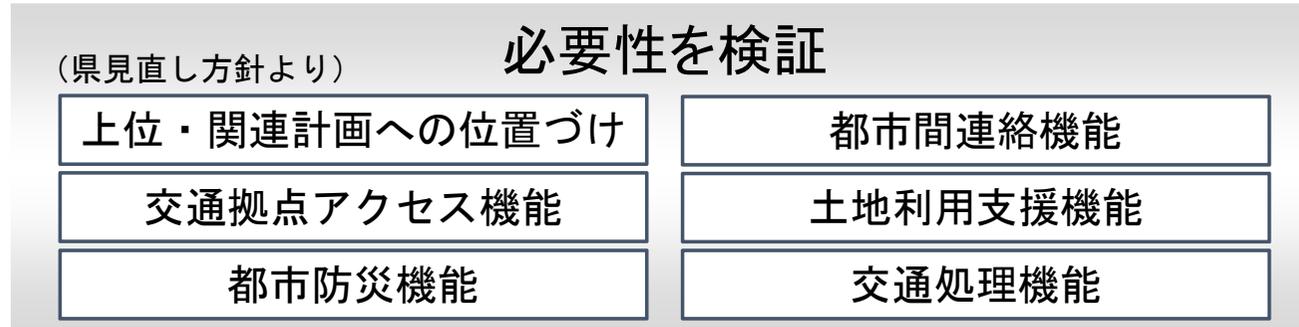
区分	番号		路線名	計画決定						改良済延長(m)	概成済延長(m)	備考	決定権者		
	規模	一連番号		起点	終点	車線数	幅員(m)	延長(m)	決定年月日						
①	1	4	1	高規格幹線道路 南部白浜線	中芳養字千町	新庄町字長井谷		21	10,700	H 8. 11. 29	県告示第 981号	0	10,700	1区間のみ (①)	県
②	3	3	1	国道42号 田辺バイパス	芳養町字佐美	新庄町字田鶴	4	25	9,870	S48. 7. 12 H12. 12. 12	県告示第 501号 県告示第1055号	6,600	1,600	②-1～②-2に区分	県
③	3	5	2	芳養礫坂線	芳養町字炭竈	神子浜字礫山		12	5,350	S48. 7. 12 S61. 1. 23	県告示第 501号 県告示第 33号	0	5,350	すべて概成済み ③-1～③-6に区分	県
④	3	4	3	駅前扇ヶ浜線	湊塔之内962-4	湊川原場1764		18	850	S15. 12. 26 S48. 7. 11	内告示第 648号 市告示第 25号	700	150	④-1～④-2に区分	県
⑤	3	4	5	元町新庄線	元町字天神原	新庄町字名喜里	2	18	5,273	S15. 12. 26 H14. 11. 5	内告示第 648号 県告示第 948号	2,560	200	⑤-1～⑤-5に区分	県
⑥	3	5	6	内環状線	上屋敷町	神子浜字下浜田	2	12	3,320	S53. 10. 13 H18. 10. 6	市告示第 37号 県告示第1186号	860	450	⑥-1～⑥-9に区分	県
⑦	3	5	7	外環状線	秋津町字安井	元町字益穂	2	15	8,530	S48. 7. 11 H12. 12. 12	市告示第 25号 県告示第1058号	3,030	1,530	⑦-1～⑦-7に区分	県
⑧	3	6	8	扇ヶ浜秋津線	新屋敷町	秋津町字中芝	2	10	3,200	S48. 7. 11 H12. 5. 9	市告示第 25号 県告示第 502号	2,430	120	⑧-1～⑧-5に区分	県
⑨	3	5	9	扇ヶ浜大戸線	湊川原場1764	神子浜大戸931-5		12	1,470	S15. 12. 26 S48. 7. 11	内告示第 648号 市告示第 25号	0	0	⑨-1～⑨-3に区分	市
⑩	3	6	10	山崎万呂線	湊山崎1312-3	下万呂759		8	1,050	S15. 12. 26 S48. 7. 11	内告示第 648号 市告示第 25号	0	0	⑩-1～⑩-2に区分	県
⑪	3	5	11	中屋敷下浜田線	中屋敷町23-1	神子浜下浜田381-38		12	1,360	S15. 12. 26 S48. 7. 11	内告示第 648号 市告示第 25号	230	970	⑪-1～⑪-3に区分	市
⑫	3	5	12	目良線	元町天神町2410-229	元町出口1789		12	2,190	S15. 12. 26 S48. 7. 11	内告示第 648号 市告示第 25号	1,760	110	1区間のみ (⑫)	市
⑬	3	4	13	大戸線	神子浜下浜田381-38	神子浜森の内810-12		16	750	S42. 8. 25 S48. 7. 11	建告示第2598号 市告示第 25号	750	0	全区間 改良済み	市
⑭	3	4	14	切戸橋稻成線	湊字浄行寺後	稻成町字北江原		16	990	S48. 7. 11 H 4. 11. 27	市告示第 25号 県告示第 794号	990	0	全区間 改良済み	県
計			14路線						54,903			19,910	21,180		

4. 見直し対象路線



※概成済み道路：都市計画道路の計画幅員の2/3以上の幅員、又は4車線以上の供用道路で、改良済の都市計画道路と同程度の機能を果たし得る現道を有する区間。

5. 検証結果



必要性が認められない

必要性が認められる

廃止候補

3.5.9 扇ヶ浜大戸線⑨

3.6.10 山崎万呂線⑩

これらの路線は、必要性の検証結果からは必要性が認められないことから、**廃止候補路線**とします。

実現性を検証

実現性が高い

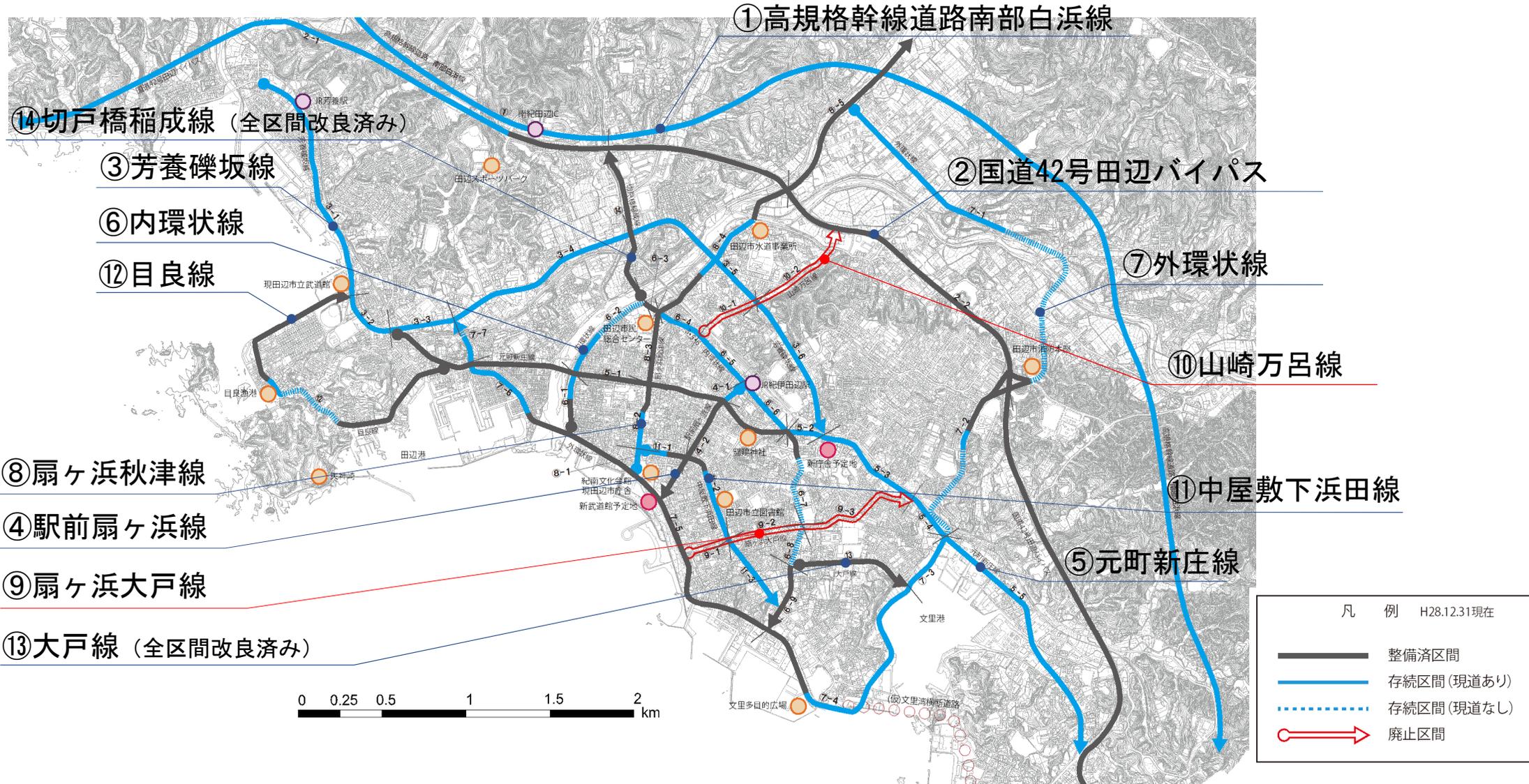
存続候補

- 1.4.1 高規格幹線道路南部白浜線①
- 3.3.1 国道42号田辺バイパス②
- 3.5.2 芳養礫坂線③
- 3.4.3 駅前扇ヶ浜線④
- 3.4.5 元町新庄線⑤

- 3.5.6 内環状線⑥
- 3.5.7 外環状線⑦
- 3.6.8 扇ヶ浜秋津線⑧
- 3.5.11 中屋敷下浜田線⑪
- 3.5.12 目良線⑫

これらの路線は、必要性があり、かつ実現性が高いと認められたことから、**存続候補路線**とします。

6. 見直し結果



7. 今後の進め方

①関係機関（国・和歌山県）との調整



②説明会 _____ 2018年(平成30年) 9月18日

③パブリックコメント _____ 2018年(平成30年) 9月20日
~ 10月22日

意見集約・再検討



④都市計画原案の策定 _____ 2018年(平成30年) 11月頃



⑤都市計画審議会への諮問 _____ 2019年(平成31年) 2月頃



⑥都市計画決定 _____ 2019年(平成31年) 4月頃